

# 地域生活支援拠点等の全国の整備状況について(令和4年4月1日時点)

※ 障害福祉課調べ

- 地域生活支援拠点等の全国の整備状況について、令和4年4月1日時点で、1,048市町村において整備されている。  
(全国の自治体数:1,741市町村)

## ① 地域生活支援拠点等の整備数(全国1,741市町村の状況)

平成28年 9月1日 時点で 整備済み	平成29年 4月1日 時点で 整備済み	平成30年～令和2年度	令和3年～令和5年度年度	令和6年～
20市町村	37市町村	<b>第5期障害福祉計画</b> 各市町村又は各障害保健福祉圏域に 少なくとも1カ所の整備  令和3年4月1日時点で整備済み <b>921市町村 (52.9%)</b> (圏域整備:118圏域 501市町村)	<b>第6期障害福祉計画</b> 各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等 を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用 状況を検証及び検討する  令和4年4月1日時点で整備済み <b>1,048市町村 (60.2%)</b> (圏域整備:136圏域 562市町村)	<b>第7期 障害福祉計画</b>  (* 検討中)

法改正によりR6年度より整備の努力義務化

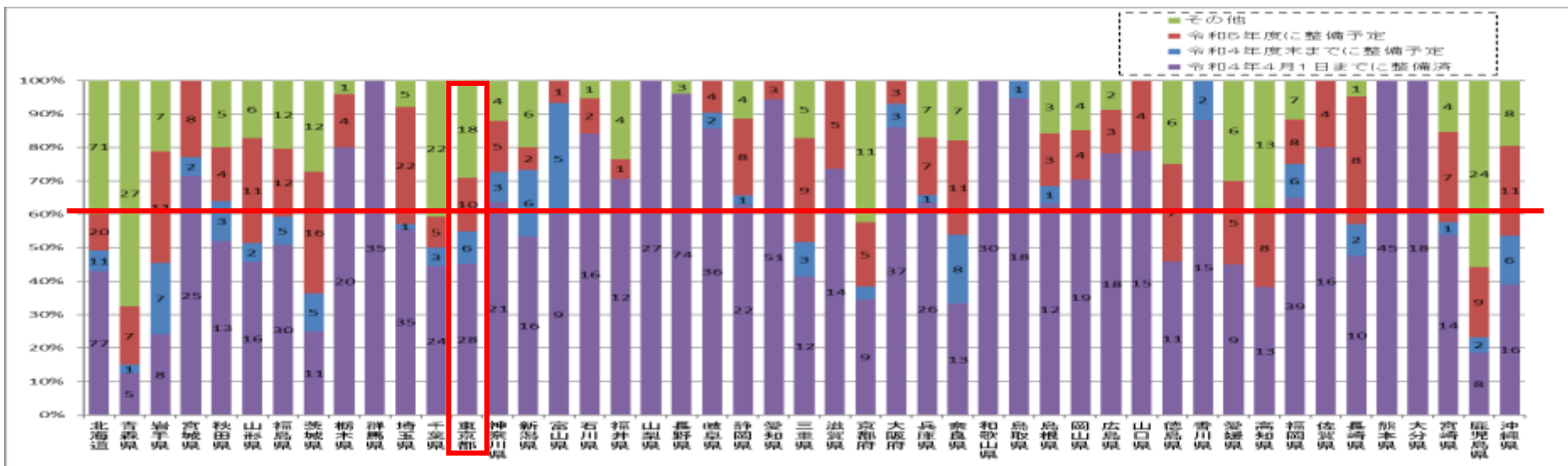
## ② 整備類型について(令和4年4月1日時点整備済み1,048市町村の状況)

多機能拠点整備型	37市町村 ( 3.5%)
面的整備型	929市町村 (88.6%)
多機能拠点整備型+面的整備型	81市町村 ( 7.7%)
その他の整備類型	1市町村 ( 0.1%)

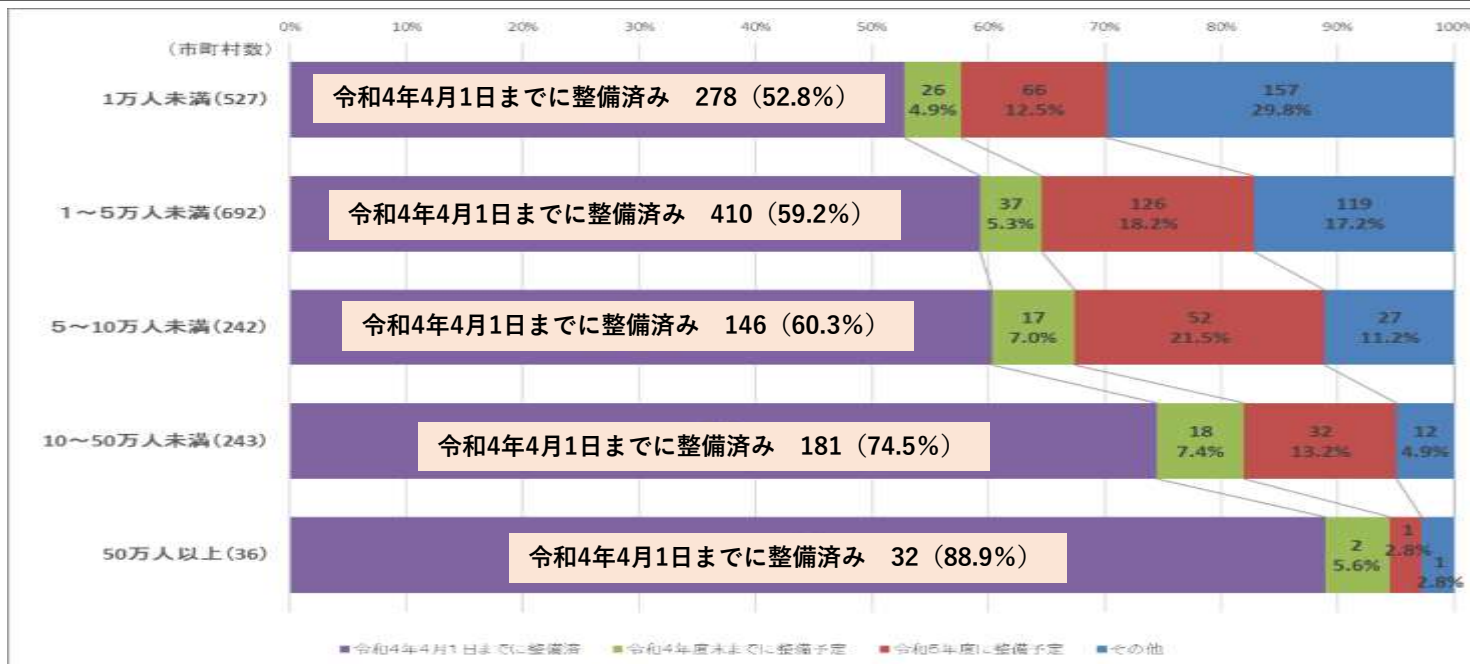
\* 社会保障審議会障害者部会：基本指針を協議中  
令和8年度末迄の成果目標案(令和5年2月時点)  
・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと

(課題等) 整備にあたって、備えるのが困難な機能として、「専門的人材の養成・確保」「緊急時の受入・対応」との回答が多くあった。

# 地域生活支援拠点等の都道府県ごとの整備状況(市町村数及び割合)

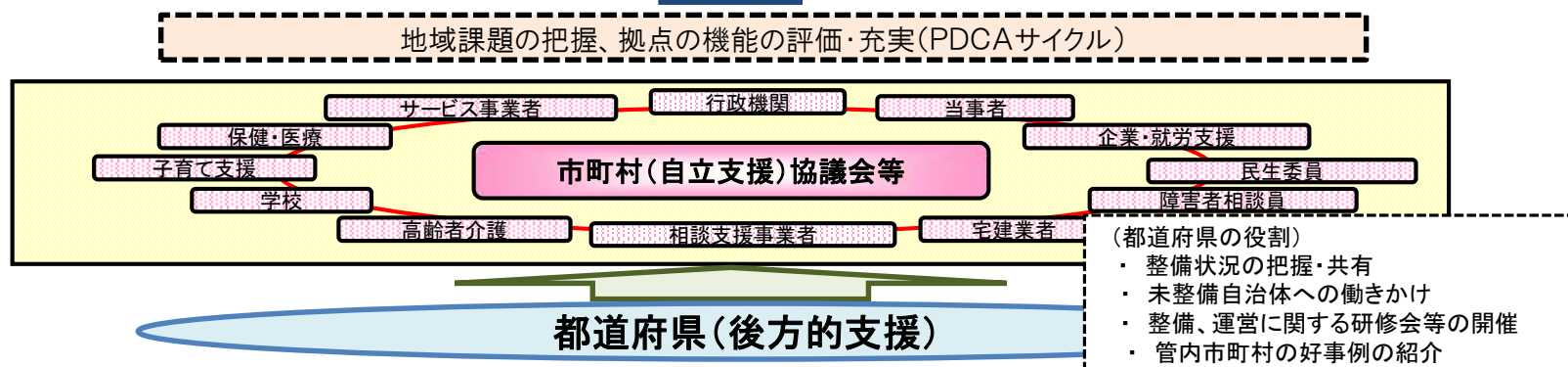
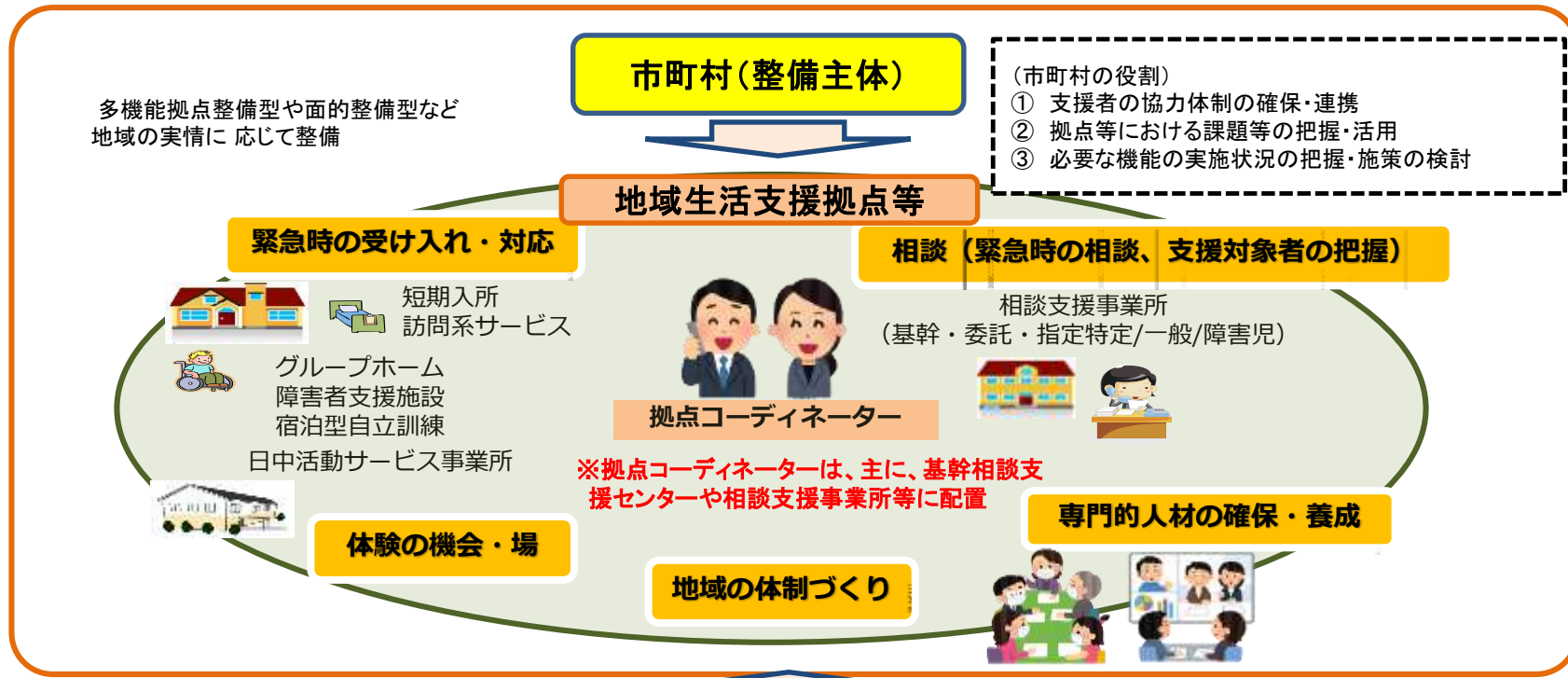


# 地域生活支援拠点等の人口規模ごとの整備状況(市町村数及び割合)



# 地域生活支援拠点等の整備・機能の充実(検討の方向性)

- 地域生活支援拠点等は、地域生活の安心の確保を図るための緊急時の短期入所の受入体制の整備とともに、入所施設や病院から地域移行を推進するための地域移行のニーズの把握や体験利用につなげる役割が重要。
- 法令上の努力義務化の検討とあわせ、中心的役割を担うコーディネーターの配置の促進や、スキルアップや養成に向けた方策を検討。あわせて、効果的な支援体制を確保する観点から、基幹相談支援センター等の関係機関との整理を検討。



# 地域生活支援拠点等の趣旨・期待される役割等(イメージ)

## 背景・趣旨

重度化・高齢化への対応や、親亡き後に備えるとともに、障害者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、地域の生活で生じる障害者等やその家族の緊急事態に対応を図り、安心して生活することができる地域体制の構築

## 期待される役割

地域生活における  
安心の確保

地域生活への  
移行・継続の支援

※拠点等には、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となる機能の整備が期待される

## 備えるべき機能

①相談(緊急時の相談・事前の支援対象者(※)の把握)

②緊急時の受け入れ・対応

※特に、重度障害、医療的ケア等が必要なため、受入が難しく支援が必要な者

③体験の機会・場の確保 ※親元からの自立、施設・病院からの地域移行ニーズの把握・利用へつなげる

④専門的人材の確保・養成 ※グループホームや短期入所等における重度障害・医療的ケア等に対応できる人材

⑤地域の体制づくり

## 成果目標③－1 地域生活支援の充実に関する目標について

### 現 状

- 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行を支援する地域生活支援拠点等の整備を推進。第6期障害福祉計画期間中に、1,741市区町村のうち、1,425市区町村(複数の市町村による共同整備含む。)において地域生活支援拠点等の整備が行われる見込み。(令和4年4月1日時点)
- 各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本としているが、令和3年度の実施は618市町村(拠点等を整備している自治体の57.9%)にとどまっている状況がある。
- 令和4年の障害者総合支援法改正により、令和6年4月から、地域生活支援拠点等について、法律上に明記するとともに、市町村における整備を努力義務化し、また、都道府県による市町村への広域的な支援の役割も明記。

### 成果目標(案)

- 障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援の充実を図るため、各地域で地域生活支援拠点等の整備を進めることが必要。また、コーディネーターを配置して、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築するなどにより、その機能の強化を図ることが必要。さらに、地域のニーズを踏まえた必要な機能が備わっているか、PDCAサイクルを通じて改善を図っていくことが必要。
- これらを進めるため、以下の成果目標を設定してはどうか。

#### 【成果目標(案)】

- 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備も可能)するとともに、その機能の充実のため、**コーディネーターを配置**するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、**年1回以上**、支援の実績等を踏まえ**運用状況を検証及び検討**することを基本とする。



# 地域生活支援拠点等の整備、必要な機能の強化・充実のプロセス（イメージ）

○ 地域生活支援拠点等の整備にあたっては、地域アセスメントを十分に行い、支援者・関係者が一体となって整備するとともに、整備後も地域のニーズ・課題に配慮されているか、必要な機能の水準や充足について、PDCAサイクルの視点で、継続的に検証・検討を行う必要がある。

⇒ **必要な機能等の強化・充実を図ることで、地域生活支援体制の推進につながる。**



⇒ **地域生活支援体制の推進**

# 地域生活支援拠点等の機能の検証・検討の流れ

## STEP 1

- 「拠点等に期待される役割」の認識の共有・確認

## STEP 2

- 地域生活における安心の確保、地域生活への移行・継続の支援を図るため利用者等からのニーズの適切な把握

## STEP 3

- 評価指標を活用した機能の実施状況の自己評価

## STEP 4

- 協議会への報告と利用者・関係者等による評価の実施

## STEP 5

- 協議会等による評価を踏まえた不足する施策の検討・提案・実施

# 地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備

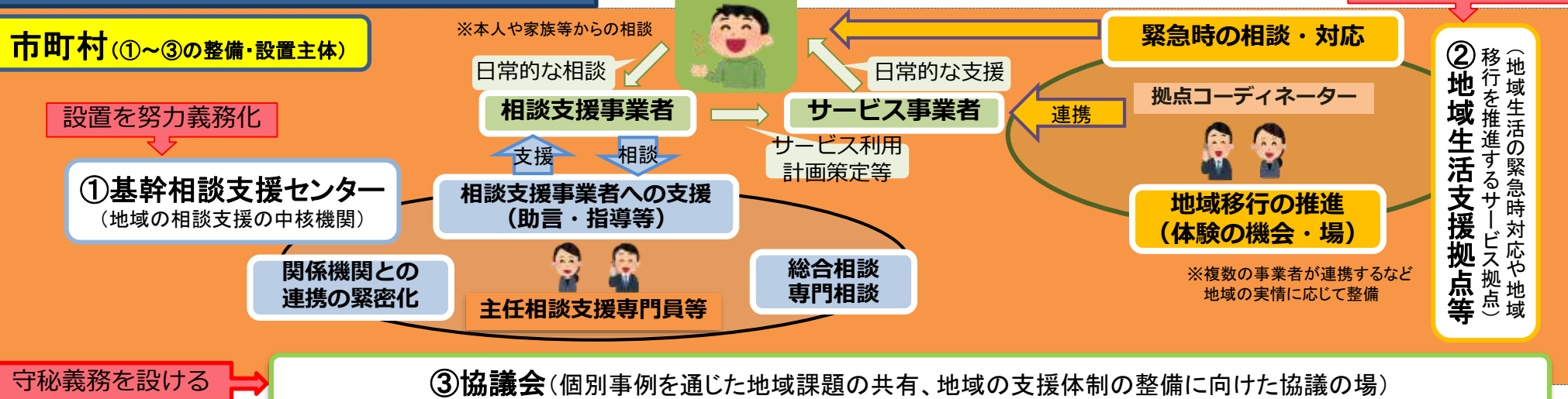
## 現状・課題

- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は半数程度にとどまっている。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約5割の市町村での整備に留まっている。 ※令和3年4月時点整備状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点等:921市町村(53%),基幹相談支援センター:873市町村(50%)
- 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多様化しており、対応に困難を抱えている事例もある。 ※自殺、ひきこもり、虐待等

## 見直し内容

- **基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設ける。**
- **地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。**
- **地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。**
- **市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者(※)も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健に関する相談援助を追加する。** ※ 具体的には厚生労働省令で定める予定。

## 本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ





# (自立支援)協議会の概要

## 経緯

- (自立支援)協議会は、**地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていくこと及び関係機関等の連携の緊密化**を図る役割を担うべく整備がすすめられてきた。
- その役割が重要であるにも関わらず法律上の位置付けが不明確であったため、障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化された。
- 平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、**自立支援協議会の名称について**地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、**当事者及びその家族の参画が明確化**された。

## 概要

- (自立支援)協議会の設置は、地方公共団体(共同設置可)の努力義務規定。(法第89条の3第1項)
- **都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更**しようとする場合、あらかじめ、(自立支援)協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。(法第88条第9項、第89条第7項)
- 設置状況(R4.4月時点) 市町村: 1,698自治体(設置率約98%) ※協議会数: 1,214箇所  
都道府県: 47自治体(設置率100%)

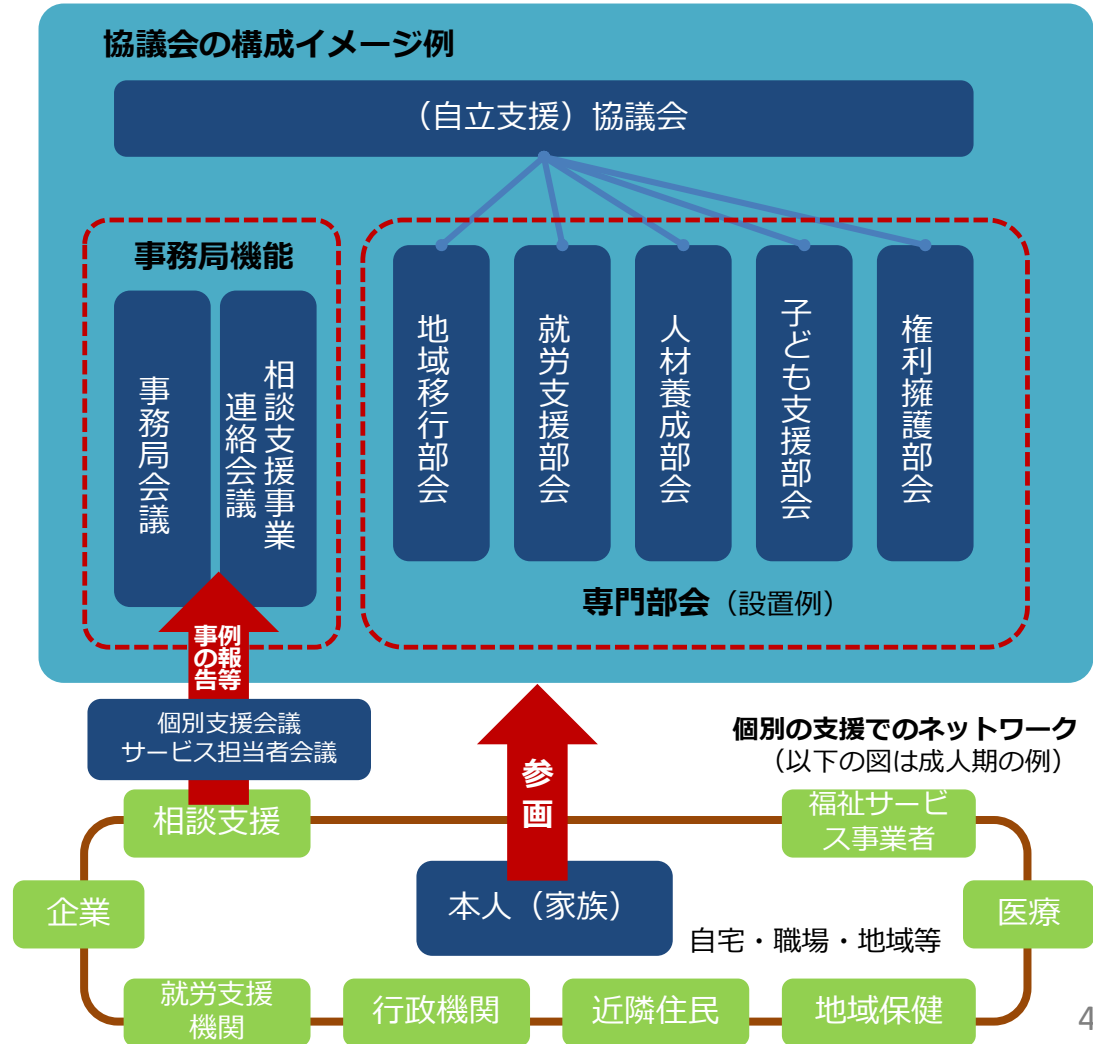
# 市町村協議会の主な機能

(自立支援)協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

## 市町村協議会の主な機能

- ・ 地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- ・ 地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握
- ・ 地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議
- ・ 地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組
- ・ 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ・ 地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告
- ・ 市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価
- ・ 基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証
- ・ 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- ・ 市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- ・ 専門部会等の設置、運営等

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会の設置運営について」(平成25年3月28日 障発0328-8)



# 都道府県協議会の主な機能

都道府県自立支援協議会は、都道府県全域の障害者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として設置されるもの。

## 都道府県協議会の主な機能

- ・都道府県内における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- ・都道府県内における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握(市町村協議会ごとの課題、ニーズ等を含む。)
- ・都道府県内における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議・相談支援従事者の人材確保・養成方法(研修のあり方を含む。)の協議
- ・管内市町村が実施する基幹相談支援センター等機能強化事業の評価・助言
- ・都道府県相談支援体制整備事業によって配置するアドバイザーの職種や人員等に関する協議
  - ・障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- ・都道府県障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- ・専門部会等の設置、運営等

※ 都道府県協議会は、上記の機能を果たすに当たって、市町村協議会から報告のあった課題等に留意すること。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会の設置運営について」(平成25年3月28日 障発0328-8)

## 都道府県相談支援体制整備事業の概要

### 実施要綱

**目的** 都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする

### 事業内容

- ・地域のネットワーク構築に向けた指導、調整
- ・地域で対応困難な事例に係る助言等
- ・地域における専門的支援システムの立ち上げ援助  
例:権利擁護、就労支援などの専門部会
- ・広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援
- ・相談支援従事者のスキルアップに向けた指導
- ・地域の社会資源(インフォーマルなものを含む)の点検、開発に関する援助等

### アドバイザー

- ・地域における相談支援体制整備について実績を有する者
- ・相談支援事業に従事した相当期間の経験を有する者
- ・社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者

### 留意事項

都道府県が設置する協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。